

潮見町地区バス路線延長に関する輸送対策費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、船橋市ふなばし三番瀬海浜公園ほか潮見町地区への交通の利便性を確保するため、臨港線を丸善から海浜公園へ延長して営業する当該団体に対し、船橋市補助金等交付規則(昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき輸送対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、臨港線延長部分の輸送により生じた営業損失の額で、予算の範囲内において市長が認定した額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 前項で定める営業損失の補助の額は、前年度の臨港線における事業別収支実績により算出された額を基礎とする。
- 3 補助額の算定に当たっては、事業別収支実績のうち別表1に掲げるものを対象経費として認め、算定方法は別表2の算定式で定めるものとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 潮見町地区バス路線延長に関する協定書の写し
- (2) 臨港線運行実績報告書
- (3) 前年度の臨港線事業別収支実績
- (4) 前年度の事業別収支実績に基づく営業損失補助金額の算定式
- (5) その他市長が認めるもの

(交付決定及び額の確定)

第4条 前条の規定による申請を受理したときは、規則第4条第1項に掲げる事項及び要綱第3条の規定により提出された申請書を審査し、これを適正と認めたときは、補助金等の交付決定及び額の確定をするものとする。

- 2 補助金等の交付決定及び額の確定をした際は、補助金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付の請求)

第5条 規則第15条第2項により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第3号様式)に前条に定める補助金交付決定及び額の確定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(決定の取消通知)

第6条 規則第8条第3項において準用する第6条の規定による通知は、補助金等交付決定取消通知書(第4号様式)により通知する。

(返還命令)

第7条 規則第16条の規定による返還命令は、補助金等返還命令書(第5号様式)により命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業名	潮見町地区バス路線延長に関する輸送対策費補助金	
事業趣旨	ふなばし三番瀬海浜公園及び公共機関、企業等、潮見町地区にある施設利用者の交通の利便性を確保するため、臨港線を丸善から海浜公園まで延長してバスの運行を確保する。	
補助対象者	京成バスシステム株式会社	
補助対象事業及び補助対象経費	臨港線乗合運送事業	
	運送費	人件費、燃料費、油脂費、 保険料、車両リース料、 車両修繕費、消耗品費、諸税金、 通信運搬費、備品償却費 水道光熱費（海浜公園詰所に限る） 諸手数料
	一般管理費	人件費、通信運搬費、消耗品費
補助限度額	予算の範囲内	

別表 2

営業損失補助金額の算定式

		乗合路線（臨港線） 事業実績額（千円）	係 数	算定基礎額 （千円）
営業収益	乗合運送収入			
	営業収益計（A）			
営業費用	運送費	人件費		
		燃料・油脂費		
		車両リース料		
		車両修繕費		
		通信運搬費		
		保険料		
		消耗品費		
		リース償却費		
		減価償却費		
		諸税金		
		光熱水費		
		諸手数料		
	運送費計（B）			
	一般管理費	一般管理費人件費		
その他管理費				
一般管理費計（C）				
営業費用計（D）=（B）+（C）				
営業損益（E）=（A）-（D）				

※係数は、前年度運行実績をもとに、臨港線全線における全実車走行距離における延長路線部分の実車走行距離の占める割合